



臨時株主総会

招集通知書



開催日時

2026年2月9日（月曜日）
午前10時



開催場所

東京都江東区豊洲三丁目2番20号
豊洲フロント 14階 当社会議室

決議事項

第1号議案 株式併合の件

第2号議案 定款一部変更の件

SCSK株式会社

証券コード：9719

(証券コード：9719)
2026年1月23日
(電子提供措置の開始日：2026年1月16日)

株 主 各 位

東京都江東区豊洲三丁目2番20号
S C S K 株 式 会 社
代 表 取 締 役 当 麻 隆 昭
執行役員 社長

臨時株主総会招集通知書

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記により当社臨時株主総会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「臨時株主総会招集通知及び総会参考資料」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.scsk.jp/ir/information/gms.html>



電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（SCSK）又は証券コード（9719）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら、株主総会参考書類をご検討いただき、2026年2月6日（金曜日）午後5時30分までに、3～4ページをご参照の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年2月9日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区豊洲三丁目2番20号 豊洲フロント 14階 当社会議室
(最終ページのご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項
決議事項
第1号議案 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

- ~~~~~
- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、
議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席される場合

■ 株主総会へ出席



株主総会開催日時

2026年2月9日（月曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

当日ご出席されない場合

■ 書面による議決権行使

行使期限

2026年2月6日（金曜日）
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

■ 「スマート行使」によるご行使

行使期限

2026年2月6日（金曜日）
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

■ インターネットによるご行使

行使期限

2026年2月6日（金曜日）
午後5時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン又は
携帯電話等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について  0120-652-031 (9:00～21:00)

その他のご照会  0120-782-031 (平日9:00～17:00)

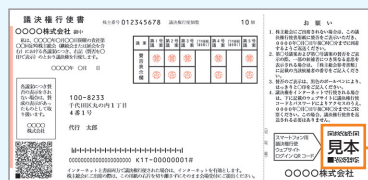
機関投資家の皆様へ

(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

■「スマート行使」によるご行使

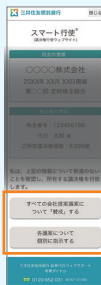
①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

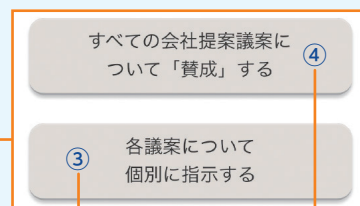


※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

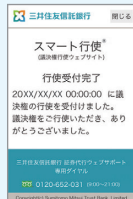


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!



一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です。）

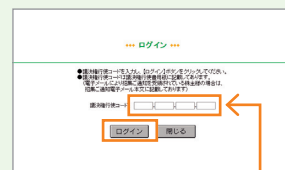
■インターネットによるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

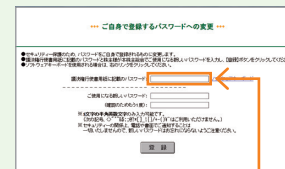


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

本議案は、当社の株主を住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）及び住友商事が100%を出資するSCインベストメンツ・マネジメント株式会社（以下「公開買付者」といい、住友商事と総称して以下「公開買付者ら」といいます。）のみとするために、2026年3月16日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）31,618,295株を1株に併合する旨の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことにつき、ご承認をお願いするものです。

1. 株式併合を行う理由

当社が2025年10月29日付で公表した「当社の親会社である住友商事株式会社の子会社であるSCインベストメンツ・マネジメント株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、公開買付者は、東京証券取引所プライム市場に上場している当社株式の全て（但し、住友商事が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、当社株式を非公開化するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社株式及び本新株予約権（注1）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。

そして、当社が2025年12月13日付で公表した「当社の親会社である住友商事株式会社の子会社であるSCインベストメンツ・マネジメント株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの結果、本公開買付けの決済の開始日である2025年12月19日付で、当社株式119,130,014株（所有割合（注2）：38.09%）を所有するに至りました。

（注1） 「本新株予約権」とは、以下①及び②の新株予約権を総称していいます。

- ① 2007年6月27日の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2007年7月28日から2027年7月26日まで）
- ② 2010年6月25日の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2010年7月31日から2030年7月29日まで）

（注2） 「所有割合」とは、当社が2025年10月29日に公表した「2026年3月期第2四半期（中間期）決算短信〔IFRS〕（連結）」に記載された2025年9月30日現在の当社の発行済株式総数（313,125,263株）に、2025年9月30日現在残存する本新株予約権の合計である64個の目的となる当社株式数（19,200株）を加算した数（313,144,463株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（351,353株）を控除した株式数（312,793,110株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

本公開買付け及び本株式併合を含む本取引の目的及び背景の詳細は、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせしたとおりですが、以下に改めてその概要を申し上げます。なお、以下の記載のうち公開買付者らに関する記載は、公開買付者らから受けた説明に基づくものです。

当社は、住友商事から、2025年1月下旬に、初期的な打診を受け、同年3月上旬以降、資本政策を含む両社協業の可能性についての複数回の協議を経て、同年5月上旬、当社から、住友商事に対し正式提案を行うよう要請をいたしました。その後、住友商事から、同年5月27日、意向表明書を受領し、本取引の戦略的意義、提案の背景等の説明を受けるとともに、デュー・ディリジェンスを実施したい旨の申入れがありました。これを受けて、当社は、本取引の検討並びに住友商事との本取引に係る協議及び交渉を行うにあたり、住友商事が当社の支配株主（親会社）であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、2025年6月上旬に住友商事グループ（住友商事並びにその子会社及び持分法適用関連会社を総称しています。以下同じとします。）及び当社グループ（注3）並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）をそれぞれ選任いたしました。

（注3）「当社グループ」とは、当社並びにその連結子会社及び持分法適用関連会社を総称しています。

以下同じとします。なお、2025年9月30日現在、当社グループは、当社、連結子会社35社及び持分法適用関連会社2社で構成されています。

また、当社は、本取引の公正性を担保するため、西村あさひの助言も得つつ、住友商事グループから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始いたしました。具体的には、当社は、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項」の「（4）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、特別委員会の設置に向けた準備を進めた上で、2025年6月12日開催の当社取締役会における決議により、早稲田祐美子氏（当社独立社外取締役・監査等委員、弁護士、株式会社IHI社外監査役、中外製薬株式会社社外監査役）、山名昌衛氏（当社独立社外取締役、TDK株式会社社外取締役、株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役、株式会社かんぽ生命保険社外取締役）及び松石秀隆氏（当社独立社外取締役・監査等委員、日本国土開発株式会社社外取締役）の3名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の検討の経緯及び判断内容等については、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項」の「（4）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本特別委員会に対し、（ア）本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、（イ）本取引の取引条件の公正性、（ウ）本取引に係る手続の公正性、（エ）本取引を行うことが、当社の一般株主にとって公正であるか、（オ）本公開買付け

に対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、及び（力）その他当社の取締役会が本取引について検討するにあたり本特別委員会に対して適宜諮問する事項（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

また、当社は、本特別委員会の設置にあたり、（a）特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が公正でないと判断した場合には、本取引に賛同しないこととする、（b）本特別委員会の財務アドバイザー・第三者評価機関や法務アドバイザー（以下「アドバイザー等」といいます。）を選任する権限、（c）本特別委員会は、本特別委員会として当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができるものとし、本特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的費用は当社の負担とする、（d）当社の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限を付与する、（e）本特別委員会が、必要に応じて、本取引の取引条件等の交渉を行い、本特別委員会が、本取引の取引条件等の交渉を直接行わない場合であっても、必要に応じて、例えば、交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件等の交渉過程に実質的に関与する状況を確保するよう努めるものとし、当社は当該状況が確保されるよう協力する旨を決議しております（本特別委員会の設置等の経緯については、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項」の「（4）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

なお、本特別委員会は、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項」の「（4）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2025年7月1日、上記の権限に基づき、住友商事グループ及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）を、住友商事グループ及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして外苑法律事務所をそれぞれ選任する旨を決定しております。

また、当社は、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項」の「（4）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会において、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びに当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひについて、住友商事グループ及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。

更に、当社は、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項」の「（4）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑥当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、住友商事グループから独立した立場で、

本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性・公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けております。

当社は、上記のとおり検討体制を整備した上で、野村證券から当社株式の価値算定結果に関する報告、公開買付者らとの交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、西村あさひから本取引における手続の公正性を確保するための対応及びその他に対する法的助言を受け、これらを踏まえ、本特別委員会の意見の内容を最大限に尊重しながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってきました。

また、当社は、2025年5月27日に住友商事から意向表明書を受領して以降、本特別委員会の意見を聴取し、その承認及び指示・要請を受けながら、住友商事との間で、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を含む本取引に係る取引条件について継続的に協議及び交渉を行ってまいりました。

具体的には、当社は、同年5月27日に意向表明書を受領したことを受け、本特別委員会との検討・協議を進め、同年7月10日に、住友商事に対し、本取引のシナジーを含む本取引の戦略的意義、本取引のストラクチャー、本取引後の当社の経営方針等に関して書面による質問をしたところ、同年7月17日に当該質問事項について書面での回答を受け、また、当社から住友商事に対して、口頭での当該回答についての確認を行いました。更に、当該回答の内容を踏まえ、本特別委員会は、住友商事に対し、同年8月5日付で、書面による追加の質問をしたところ、同年8月14日に当該追加質問事項について書面の回答を受け、その後、同年8月22日及び同年8月28日開催の本特別委員会において、住友商事から当該追加質問事項への回答に関する説明を受け、本特別委員会と住友商事との間でこれに対する質疑応答を行いました。その後、同年9月18日、当社は、住友商事との間で本取引後の当社の経営方針に関する面談を実施し、同年9月26日、本特別委員会に当該面談の内容を報告するとともに、これを踏まえた本特別委員会との意見交換を実施しました。

本公開買付価格については、当社は、同年9月29日以降、住友商事との間で、複数回にわたる交渉を重ねてまいりました。具体的には、当社は、同年9月29日、住友商事が、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果及び当社を取り巻く外部環境、並びに当社より受領した本事業計画（以下に定義します。）及び当社の株式価値算定の結果等の各種要素を総合的に勘案し、熟慮を重ねた結果である正式な提案として、住友商事から、本公開買付価格を当社による期末配当が行われないことを前提として5,050円（同年9月26日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値4,565円に対して10.62%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）のプレミアム。）とすることを含んだ本取引の諸条件に関する提案を受けました。これに対し、当社及び本特別委員会は、同年9月30日、住友商事に対し、当該価格は当社の本源的な価値を反映した価格水準を著しく下回るものであり、少数株主にとって公正な価格であるとはいえないとして、引き上げの要請をいたしました。これに対し住友商事から、同年10月2日、本公開買付価格を5,100円（同年10月1日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値4,376円に対して16.54%のプレミアム。）とする提案を受けましたが、同年10月3日、当社及び本特別委員会は、当該価格は依然として当社の本源的な価値を著しく下回っており、プレミアム水準においても過去事例における水準を著しく下回っていることから、少数株主にとって公正な価格であるとはいえないとして、大幅な引き上げの要請をいたしました。これに対し住友商

事から、同年10月6日、本公開買付価格を5,100円（同年10月3日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値4,233円に対して20.48%のプレミアム。）として改めて提案を受けましたが、同年10月7日、当社及び本特別委員会は、当該価格は当社の本源的な価値を著しく下回っており、プレミアム水準においても過去事例における水準を著しく下回っていることから少数株主にとって公正な価格であるとはいえないとして、大幅な引き上げの要請をいたしました。これに対し住友商事から、同年10月14日、本公開買付価格を5,150円（同年10月10日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値4,323円に対して19.13%のプレミアム。）とする提案を受けましたが、同年10月16日、当社及び本特別委員会は、当該価格は依然として当社株式の本源的価値を十分に反映した価格とはいえず、当社及び本特別委員会が本取引に賛同し、応募を推奨できる水準からは大幅に乖離していると考えているとして、引き上げの要請をいたしました。これに対し住友商事から、同年10月17日、本公開買付価格を5,300円（同年10月16日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値4,186円に対して26.61%のプレミアム。）とする提案を受けましたが、同年10月20日、当社及び本特別委員会は、当該価格は依然として当社株式の本源的価値を十分に反映した価格とはいえず、当社及び本特別委員会が本取引に賛同し、応募を推奨することのできる水準からは乖離していると考えているとして、大幅な引き上げの要請をいたしました。これに対し住友商事から、同年10月22日、本公開買付価格を5,410円（同年10月21日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値4,221円に対して28.17%のプレミアム。）とする提案を受けましたが、同年10月24日、当社及び本特別委員会は、当該価格は依然として当社株式の本源的価値を十分に反映した価格とはいえず、当社及び本特別委員会が本取引に賛同し、応募を推奨することのできる水準からは乖離していると考えているとして、大幅な引き上げの要請をいたしました。これに対し住友商事から、同年10月27日、本公開買付価格を5,600円（同年10月24日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値4,287円に対して30.63%のプレミアム。）とする提案を受けましたが、同日、当社及び本特別委員会は、当該価格は依然として当社株式の本源的価値を十分に反映した価格とはいえず、当社及び本特別委員会が本取引に賛同し、応募を推奨することのできる水準からは乖離していると考えているとして、大幅な引き上げの要請をいたしました。これに対し住友商事から、同年10月28日、本公開買付価格を5,700円（同年10月27日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値4,359円に対して30.76%のプレミアム。）とする提案を受けました。そして、同日、当社及び本特別委員会は、最終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で、当社取締役会決議を経て決定されるものであるものの、応諾するとの回答をいたしました。

以上の検討・交渉過程において、当社は、本公開買付価格に関する住友商事との協議及び交渉にあたり、本特別委員会から聴取した意見並びに野村證券及び西村あさひからの助言を踏まえて検討を行っており、その際、本特別委員会においては、随時、本特別委員会のアドバイザーであるプルータス・コンサルティング及び外苑法律事務所から助言を受けるとともに、当社や当社のアドバイザーとの意見交換を行い、適宜、確認・承認を行ってまいりました。具体的には、野村證券及びプルータス・コンサルティングが当社株式の価値算定において基礎とする当社の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）（注4）の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について、事前に本特別委員会の確認を経て、その承認を受けた上で、当社より住友商事に対し本事業計画を提示いたしました。また、当社は、住友商事との交渉にあたっては、事前に本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行

っており、住友商事から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、住友商事との交渉方針等について本特別委員会から意見、指示、要請等を受け、これに従って対応を行っております。

(注4) 本事業計画は、当社が本取引の検討開始後に作成したものです。また、本事業計画の作成にあたっては、当社及び住友商事の兼務者である従業員1名が関与しているものの、当該1名の知識及び経験を踏まえると、当該1名が関与せずに作成された本事業計画の十分性、実現可能性に係る懸念が大きく、当該1名を本事業計画の作成過程に関与させる必要性が高いことを踏まえ、内容の妥当性について利害関係のない上長（当社の當麻隆昭代表取締役執行役員社長、尾崎務執行役員副社長、奥原隆之執行役員常務及び企画本部本部長）による確認を行うこと等を条件に、当該1名は、本事業計画の作成過程に関与しております。以上の取扱いについては、本特別委員会の承認を得ております。

そして、当社は、2025年10月29日付で、本特別委員会から、(ア) 本取引は当社の企業価値向上に資すると認められ、本取引の目的は合理的であると考えられる、(イ) 本公開買付価格は、プルータス・コンサルティング及び野村證券の各株式価値算定結果等に照らし、当社の本源的価値を相応に反映した金額であるとの合理的評価が可能な妥当な価格であり、本取引の条件は公正であると考えられる、(ウ) 本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であると考えられる、(エ) 本取引は当社の一般株主にとって公正なものであると考えられる、並びに(オ) 当社の取締役会が(i)本公開買付けに対して賛同意見を表明すること、(ii)当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること及び(iii)本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して本公開買付けへの応募をするか否かについて、本新株予約権者の判断に委ねることは首肯できる旨の答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けております（本答申書の詳細につきましては、当社が2026年1月6日付で公表した「株式併合、単元株式数の定め、廃止及び定款一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」をご参照ください。）。なお、本特別委員会は、2025年10月28日付でプルータス・コンサルティングから当社株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（プルータス・コンサルティング）」といいます。）及び本公開買付価格である1株当たり5,700円が当社の株主（住友商事及び当社を除きます。）にとって財務的見地から公正であるとする旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の提出を受けております（本株式価値算定書（プルータス・コンサルティング）及び本フェアネス・オピニオンの概要については、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め、相当性に関する事項」の「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」をご参照ください。）。

以上の経緯の下で、当社は、2025年10月29日開催の当社取締役会において、西村あさひから受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言、2025年10月28日付で野村證券から提出を受けた当社株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（野村證券）」といいます。）の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行いました。

その結果、以下のとおり、当社としても、公開買付者による本公開買付けを含む本取引を通じて当社の株主を公開買付者らのみとすることが当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

これまで当社は、長年にわたり、顧客と真摯に向き合い、ITパートナーとして寄り添う企業文化を育むとともに、幅広い業種・業界でのアプリケーション・ITインフラの設計・開発から、保守運用、BPOサービス、検証サービスまでを提供し、豊富な経験と実績を積み重ねてきました。

社会のデジタル化の急速な進展に伴い、ITサービスの需要は従来の業務効率化やシステム導入に留まらず、デジタルビジネス化や業務モダナイゼーションをはじめ、持続可能な社会の実現を目指す事業変革へとシフトしており、ネットワークの近代化もますます急務となっております。事業変革を支えるデジタル技術へのニーズは一層高度化しており、従来の請負型でのITサービスから、顧客事業への直接的な貢献を志向する提案型のITサービスへの転換が不可避となっていると認識しております。また、国内ITサービス市場は中長期的に一定の拡大が見込まれている一方で、今後、生産年齢人口の減少の加速が見込まれ、IT人材の需給環境は今後不安定になる可能性があります。また、大手日系企業の海外展開が加速しており、エネルギーや豊かな社会構築等の社会課題も、国内市場だけではなく、海外において求められつつあります。

当社グループを取り巻く競争環境に目を向けると、顧客の事業への深い知見を持つコンサルティング会社が、M&A等を通じて機動的に提供機能を拡充し、コンサルティングからITシステム導入まで一貫して担うプレイヤーへと進化しております。加えて、ハイパースケーラーによるクラウドベースのアーキテクチャが主流化し、先進的なサービス提供やプラットフォーム拡充を積極的に進めるなど、プレゼンスを急速に高めております。また、同業企業においても、組織再編により、DXの加速、グローバル競争力の向上、グループ全体での最適な経営資源配分による企業力の強化の動きが加速しております。このように、従来のシステムインテグレーター・ネットワークインテグレーターが担っていた市場や経営環境には、大きな構造変化が起きており、今後もこのような変化が続くことが予想されます。

このようなITサービス需要の質的变化に対し、高度かつ最新のITインフラ技術とアプリケーションサービス技術の融合による新たなソフトウェアエンジニアリングサービス、更には生成AI等の先端技術を活用していくデジタルサービスの展開が求められております。手段の提供から産業・経営課題の解決策を提案する課題解決力、AIをはじめ進化し続ける先端技術や高度技術者、グローバルで社会課題解決に対してデジタル技術をはじめとした先端技術の社会実装力等のケイパビリティの拡充やスピード感を持った事業展開が不可欠となっております。こうした環境の変化に能動的に対応し、求められる変革を実現していくためには、自律的な成長に加えて、買収や提携による成長も必要になっていると認識しております。

しかしながら、事業環境が大きく変化する中において変革を実現するためには中長期的な目線での大胆な先行投資を機動的に実行していくことが必要になるところ、当該投資は不確実性を伴うことから、短期的には当社の業績が悪化する可能性もあります。そして、当社が上場している間は、当社の株主の皆様は利益を追求する必要があることから、短期的な利益に囚われない中長期的な投資や事業改革を同時にかつ迅速に実行することは難しい状況にあります。

また、住友商事と当社の現在の資本関係においては、住友商事が当社グループに投入する経営資源から得られる当社グループ利益の一部は当社の少数株主に流出するため、住友商事にとっては、自らが投入した経営資源から得られる利益を全て得ることができず、住友商事と当社の少数株主との間に構造的な

利益相反関係が生じ、住友商事の株主を含むステークホルダーへの合理的な説明が難しいことや、両社の協業における意思決定や施策実行のスピード感及び住友商事による当社グループへの経営資源の投入に制約が生じるという課題があるとの説明を受けております。

当社は、上記の当社グループを取り巻く経営環境を踏まえ、本取引を通じて当社が非公開化し、住友商事と当社の少数株主との間の構造的な利益相反関係を解消し、住友商事が集中的・機動的に当社グループへ更なる経営資源を投入することを可能とすることが、当社の更なる企業価値向上に資するとの結論に至りました。

住友商事グループの国内外に広がる幅広い業界・顧客ネットワーク、多様な産業分野での約900社のグループ事業会社で培った各業界でのポジション及び総合商社としての事業構想力と、当社の先端ITソリューション提供力及び10,000社超の顧客とのビジネスで獲得してきた業務知見を集結させることで、地球規模での社会課題や国家レベルの産業の変革にもAIやデータ分析等の先端技術を駆使して貢献できるようになると考えております。また、当社グループは、住友商事グループが持つ営業・事業現場のビジネスニーズを起点としたITサービスを実装する経験を蓄積することによって、次世代型の課題解決型企業へと変革することが可能になると考えております。

本取引を通じた非公開化により、住友商事と当社の少数株主との間にある構造的な利益相反関係が解消され、より一層人材交流を活発化させることが可能となり、両社が一体感を持ち、それぞれの強みを融合させた事業展開、住友商事によるメリハリのある経営資源の配分、機動的な意思決定等が可能となり、これまでにない連携によるシナジーの発揮が期待されます。こうした両社の協働はより大きな社会的インパクトを生み出し、人的資本経営を掲げる当社にとって、従業員がこれまでとはスケールの異なる地球規模、国家レベルの課題解決へ取り組めること、それによる社会への貢献実感・更なる働きがいの向上、一人ひとりの市場価値をより高める経験を得られることができこれまでにない従業員の成長機会に繋がり、当社グループは新しい価値を創造し続ける企業へと飛躍できると考えております。

当社は、「ブランドデザイン2030」を掲げ、総合的企業価値の飛躍的向上、社会への価値創出、顧客事業への直接貢献を目指し、コア事業であるITサービスによる顧客企業や社会への価値提供を拡大するとともに、自らも主体的に社会への価値創出に取り組み、顧客や社会とともに成長すること志向しており、本取引を通じた住友商事グループとの連携はその実現を加速すると考えております。本取引後、具体的には以下のようなシナジー創出を見込んでおります。

1.事業構想からデジタル実装までの総合的なデジタルソリューションの提供

住友商事が得意とする地球規模や国家レベルでの社会課題を起点としたあらたな事業構想、グローバルレベルでのパートナーリング、資本力を含めた資金調達力に、当社グループのデジタルサービスやソリューション業務知見を組み合わせることで、事業構想からデジタル実装までをワンストップで提供する総合的なデジタルソリューションが実現可能になると考えております。

住友商事の有する9事業グループにおける業界や取引顧客の経営トップとの関係性を通じ、業界の課題、経営課題に対する活きた知見を得られることで、これまでの手段としてITサービスの提供から、他社にはない経営課題解決・事業貢献に直結するデジタル活用、価値の提供が実現可能になると考えております。住友商事グループの約900社のグループ事業会社の基盤をカスタマーゼロとして最大限活用し、

事業現場に入り込み課題解決に直結するサービスやプロダクトの企画・提案といった他社にはない優位性を獲得するだけでなく、住友商事の有する巨大な顧客ネットワークと産業基盤を活用し、これまでにリーチできていなかった市場やビジネスの最前線への競争力のあるデジタルサービス展開が可能になると考えております。

II. 上流コンサルティング機能及びデジタルケイパビリティの強化

住友商事のブランド力や資本力を活用し、採用強化や買収・パートナーリングにより上流コンサルティング機能の強化を図り、高度なデジタル技術と組み合わせることで顧客へ新たな価値創出や社会課題解決に向けた提案力の拡充につながります。

また、住友商事が進めている、住友商事の完全子会社であるSCデジタル株式会社（注5）によるデジタルマーケティング機能や、株式会社Insight Edge（注6）のAIエンジニア等を結集することに加え、住友商事の有する国内外のデジタル企業とのネットワークを活用したアライアンス強化等を通じて、先端技術を有した世界レベルでの高度デジタル技術者・知見・インフラの獲得が期待できます。

（注5）顧客企業に対し、マーケティング領域を中心に、データとデジタルを活用し、コンサルティング、システム導入・運用、クリエイティブ提供等のサービスを提供しております。

（注6）AIやデジタル技術等のテクノロジーを活用し、企業のビジネスモデルや業務プロセスを変革し、競争力を高める支援を行っております。

III. グローバル展開の加速

住友商事の豊富な海外ネットワークや拠点、グローバル人材を活用することで、グローバルな現地パートナー、顧客へのアクセスが容易になると考えております。日本企業の海外進出に必要なパートナーの開拓、特定地域において一定規模の事業基盤を有するテクノロジー企業との資本業務提携をはじめとしたダイナミックな連携によって、当社の海外戦略の実行が加速すると考えております。更にセキュリティを含むITインフラ、モビリティ、ERP（注7）等当社が強みを有する領域、技術分野において、海外現地法人やジョイントベンチャーの設立等によるサービス立ち上げや、特定地域における共同でのプロジェクト推進等を通じて、海外売上高の拡大が可能になると考えております。

当社グループは、住友商事が海外事業を運営する上で培ってきた事業ノウハウ、リスク管理、コンプライアンス機能等を活用でき、海外展開時の各リスクにも柔軟かつ着実に対処できるようになると考えております。加えて、住友商事の資本力の活用によるM&A、グローバル経営人材による現地企業の経営等、海外での事業展開に必要なケイパビリティを拡充することにもつながると考えております。また、当社グループの人材の出向も含め、住友商事の海外拠点や海外事業へ派遣することで、国際的な教養、異文化への適応力、国際的な人脈等を有した海外人材の育成が可能になると考えております。

（注7）「ERP」とは、企業の会計業務や人事業務等の基幹となる業務を統合し、効率化、情報の一元化を図るためのシステムを指します。

IV. 社会課題の解決に資する次世代デジタル事業の開発

住友商事のもつ、幅広い産業での事業開発の経験・資本力と当社グループが有する業務知見・先進技術力・デジタル人材を掛け合わせるにより、抽出された潜在的な社会課題、産業の変革ニーズに対

して、従来とは異なる次世代デジタル事業の創出をより加速させると考えております。従来はグループ間協議を要していた次世代デジタル事業の立ち上げや実証実験が、両社の間で戦略的意思決定やリソース配分を一体的に進めることが可能となり、より迅速かつ柔軟に実現できる体制が整うと考えております。

また、こうした新規事業への先行投資は不確実性を伴い、当社が上場している間は、当社の株主の皆様様の利益を追求する必要があることから、大きな投資の実行が困難でありましたが、非公開化することによって、中長期的な大きな投資が実行可能になると考えております。

なお、当社は、当社が本取引を通じて非公開化されることによる、上場企業としてのブランド力低下に伴う取引先その他のステークホルダーへの影響や従業員のモチベーション低下の可能性について検討いたしました。もっとも、住友商事としては、当社の経営体制・取締役会の構成について、本取引実施後も、当社の独自性を尊重した適切なガバナンスと、当社を含む住友商事グループとしてのシナジー効果を最大限実現できる体制作りを目指し、本取引後に住友商事と当社の間で協議していく方針であること、本取引後に当社従業員の現行制度における雇用・労働条件を悪化させるような変更は基本的に想定していないと聞いており、また、当社の従業員のモチベーションの維持、取引先の拡大等を図るため、当社のブランディング向上に繋がる施策についても、当社と協議し最大限意向を反映させる体制を整備する方針であること等を踏まえ、当社としては、当社が本取引を通じて非公開化されることは、当社グループの取引先、従業員、その他のステークホルダーにおいても受け入れられると考えております。

なお、上場廃止に伴い、株式等資本市場における資金調達手段は限定されますが、むしろ親会社である住友商事の資金調達力を機動的に活用できることから、本取引のディスシナジーとはならないと考えております。

総じて、本取引により住友商事及び当社の連携が進むことでより一層のシナジー創出の可能性が見込まれる一方、当社の事業に重大な影響を及ぼすようなディスシナジーは特段生じないと考えております。

また、本公開買付価格である5,700円は、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(3) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」に記載のとおり、当社の本源的価値を反映した、当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社グループを取り巻く足元の事業環境を映した株価推移に鑑みても、当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却及び利益確保の機会を提供するものであると総合的に判断いたしました。

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2025年10月29日開催の当社取締役会において、現時点における当社の意見として、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権者の皆様の本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、当該取締役会における決議の方法については、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(4) 本取引の公正性を担保するための措

置及び利益相反を回避するための措置」の「⑧当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員であるものを含みます。）の承認」をご参照ください。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしました。公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式のすべて（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、住友商事が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権のすべてを取得できなかったことから、本意見表明プレスリリースに記載のとおり、当社は、当社の株主を公開買付者らのみとするために、下記「2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項の内容」の「(1) 併合の割合」に記載のとおり、当社株式31,618,295株を1株に併合する本株式併合を実施することとし、本臨時株主総会に付議することいたしましたので、本株式併合について株主の皆様のご承認をお願いするものです。

なお、本株式併合により、公開買付者ら以外の株主の皆様の所有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項の内容

(1) 併合の割合

当社株式について31,618,295株を1株に併合いたします。

(2) 株式の併合がその効力を生じる日（効力発生日）

2026年3月16日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

36株

3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式について、31,618,295株を1株に併合するものです。当社は、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載の経緯を経て、本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと、及び、以下の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

(1) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

住友商事は、当社株式の所有割合が50.54%に達する当社の支配株主（親会社）であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、公開買付者らにおいて実施した措置については、公開買付者らから受けた説明に基づくものです。

(2) 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理(端数処理)の方法に関する事項

① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者ら以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計した数に1株に満たない端数があ

る場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者らのみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が2026年3月12日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の買取価格は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様の保有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である5,700円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

- ② 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

SCインベストメンツ・マネジメント株式会社

- ③ 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

当社は、公開買付者が、本株式併合により生じる端数の合計額に相当する当社株式の取得に係る資金を確保できることを、公開買付者に対して金8,850億円を限度として融資を行う用意がある旨の住友商事による2025年10月28日付融資証明書により確認しております。

以上により、当社は、公開買付者による1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

- ④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026年3月下旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることにについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年4月下旬以降を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により当該当社株式を売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行ったうえで、2026年6月下旬以降を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

- (3) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合においては、株主の皆様が保有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である5,700円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様へ交付することを予定しております。

当社は、以下の理由により、本公開買付価格である5,700円は、当社の本源的価値を反映した、当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社グループを取り巻く足元の事業環境を映した株価推移に鑑みても、当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価

格での合理的な当社株式の売却及び利益確保の機会を提供するものであると総合的に判断いたしました。

(ア) 当該価格が、当社において、下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、住友商事との間で真摯な交渉を重ねた結果合意された価格であること。

(イ) 当該価格が、下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書（野村證券）における野村證券による当社株式の価値算定結果のうち、市場株価平均法、類似会社比較法及び類似取引比較法による算定結果の上限を上回り、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジの中央値を上回る価格であること。

(ウ) 当該価格が、下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載の本株式価値算定書（プルータス・コンサルティング）におけるプルータス・コンサルティングによる当社株式の価値算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の上限を上回り、DCF法による算定結果のレンジの中央値を上回る価格であること。また、下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、プルータス・コンサルティングから、本公開買付価格である 1 株当たり 5,700 円が当社の株主（住友商事及び当社を除きます。）にとって財務的見地より公正であると考える旨の本フェアネス・オピニオンが発行されていること。

(エ) 当該価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2025 年 10 月 28 日の東京証券取引所における当社株式の終値 4,258 円に対して 33.87%、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 4,299 円に対して 32.59%、同直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 4,543 円に対して 25.47%、同直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 4,415 円に対して 29.11% のプレミアムが加算されたものであること。一般的に PBR が高い銘柄は既に株式市場において企業価値が高く評価されているため、公開買付け案件及び M&A 案件における市場価格に対するプレミアム率は低くなる傾向にあるところ、2025 年 10 月 28 日の当社の PBR は約 4.6 倍となっている。経済産業省が「公正な M&A の在り方に関する指針」を公表した 2019 年 6 月 28 日以降に公表され、2025 年 10 月 28 日までに公開買付けが成立した公開買付け案件（①対象会社が、買付者、買付者の最終親会社又は買付者と共同で対象会社の非公開化を企図した会社のいずれかの連結子会社であった公開買付け案件又は MBO 案件、かつ、②対象会社の非上場化を企図した案件に限り、③敵対的公開買付け、二段階公開買付け、リーク・憶測報道がされた案件、発表前日のプレミアムがディスカウントとなっている案件、不成立となった案件、対象会社が債務超過又は債務超過により東京証券取引所が定める上場維持基準に抵触する可能性が懸念される案件を除く。）のうち、対象会社の PBR が 2 倍以上の事例 20 件（以下「本件類似事例」といいます。）におけるプレミアム率は、公表日の前営業日の終値に対しては 15～20% のプレミアムが付された事例が 4 件と最頻値、公表日の前営業日までの直近 1 ヶ月の終値

単純平均値に対しては20～25%のプレミアムが付された事例が4件と最頻値、公表日の前営業日までの直近3ヶ月の終値単純平均値に対しては20～25%のプレミアムが付された事例が5件と最頻値、公表日の前営業日までの直近6ヶ月の終値単純平均値に対しては25～30%のプレミアムが付された事例が4件と最頻値となっている。上記を踏まえると、本公開買付価格は、本件類似事例との比較において相応のプレミアムが付されていると考えられること。

(オ) 当該価格は、下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていること。

また、当社は、本公開買付けに賛同し、株主の皆様に対して応募を推奨する旨の意見を表明した後、本臨時株主総会の招集を決議した2026年1月6日付の当社取締役会の決議時点に至るまでに、本公開買付価格に関する当社の判断の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上より、当社は、端数処理の方法及び端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、当社は、2025年6月12日開催の取締役会における決議により、本特別委員会を設置いたしました。かかる本特別委員会の設置に先立ち、当社は、住友商事から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、西村あさひの助言も得つつ、その時点の住友商事との間で重要な利害関係を有しない当社の社外取締役に対して、住友商事から本取引の実施に向けた検討を開始した旨の通知を受けた旨、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当するため、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、本特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を個別に説明いたしました。また、当社は、並行して、西村あさひの助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補となる当社の社外取締役の独立性及び適格性等について確認を行うとともに、住友商事との間で重要な利害関係を有していないこと、及び本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことについても確認を行いました。その上で、当社の社外取締役において、西村あさひの助言を得つつ、協議した結果、異議がない旨が確認されたことから、当社は、2025年5月29日、早稲田祐美子氏（当社独立社外取締役・監査等委員、弁護士、株式会社IHI社外監査役、中外製薬株式会社社外監査役）、山名昌衛氏（当社独立社外取締役、TDK株式会社社外取締役、株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役、株式会社かんぽ生命保険社外取締役）及び松石秀隆氏（当社独立社外取締役・監査等委員、日本国土開発株式会社社外取締役）の3名を本特別委員会の委員の候補として選定いたしました（なお、本特別委員会の委員長には当社独立社外取締役である早稲田祐美子氏が就任しており、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）。なお、当社の独立社外取締役は6

名ですが、独立社外取締役の全員を委員とするのではなく、早稲田祐美子氏、山名昌衛氏及び松石秀隆氏の3名を委員とする会議体とすることで本取引に係る検討・交渉等を機動的かつ効率的に行い、かつ、早稲田祐美子氏、山名昌衛氏及び松石秀隆氏の3名の委員によって、企業経営、財務・会計、法務・リスク管理及びグローバル等の観点から、本取引に係る検討・交渉等に関して必要かつ十分な経験及び見識を確保できると考えたため、当該3名を本特別委員会の委員として選定いたしました。

その上で、当社は、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、2025年6月12日開催の当社取締役会における決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項を諮問いたしました。また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、(a) 特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が公正でないと判断した場合には、本取引に賛同しないこととする、(b) 本特別委員会のアドバイザー等を選任する権限、(c) 本特別委員会は、本特別委員会として当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができるものとし、本特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的費用は当社の負担とする、(d) 当社の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限を付与する、(e) 本特別委員会が、必要に応じて、本取引の取引条件等の交渉を行い、本特別委員会が、本取引の取引条件等の交渉を直接行わない場合であっても、必要に応じて、例えば、交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件等の交渉過程に実質的に関与する状況を確保するよう努めるものとし、当社は当該状況が確保されるよう協力する旨を決議しております。

上記の2025年6月12日開催の当社取締役会においては、当社の取締役11名のうち、加藤真一氏は住友商事の執行役員を兼任していること、山埜英樹氏は過去に住友商事の代表取締役を務めていたこと、尾崎務氏は過去に住友商事の執行役員を務めていたこと、實野容道氏は過去に住友商事の理事を務めていたこと等に鑑み、当社取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、加藤真一氏、山埜英樹氏、尾崎務氏及び實野容道氏を除く7名の取締役（監査等委員であるものを含みます。）において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。なお、山埜英樹氏及び尾崎務氏は2025年6月24日開催の定時株主総会まで当社取締役を務め、その後は当社取締役を退任しております。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定報酬を支払うものとされております。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年6月12日から2025年10月28日までの間に合計20回、合計約17時間にわたって開催されたほか、各会日間においても必要に応じて都度電子メールやWeb会議を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。

具体的には、本特別委員会は、まず、その独立性及び専門性・実績等を検討の上、2025年7月1

日、住友商事グループ及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして外苑法律事務所を、住友商事グループ及び当社グループ並びに本取引から独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータス・コンサルティングを選任する旨を決定いたしました。

また、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券について、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認の上、その選任を承認しており、当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひについて、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認の上、その選任を承認しております。

更に、本特別委員会は、当社が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）について、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。

その上で、本特別委員会は、外苑法律事務所から受けた法的助言及び西村あさひから聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行いました。

本特別委員会は、2025年7月10日に、住友商事に対し、本取引のシナジーを含む本取引の戦略的意義、本取引のストラクチャー、本取引後の当社の経営方針等に関して書面による質問をしたところ、同年7月17日に当該質問事項について書面での回答を受け、また、当社から住友商事に対して、口頭での当該回答についての確認を行いました。更に、当該回答の内容を踏まえ、本特別委員会は、住友商事に対し、同年8月5日付で、書面による追加の質問をしたところ、同年8月14日に当該追加質問事項について書面の回答を受け、その後、同年8月22日及び同年8月28日開催の本特別委員会において、住友商事から当該追加質問事項への回答に関する説明を受け、これに対する質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、同年9月26日、当社より、同年9月18日に当社及び住友商事との間で実施された本取引後の当社の経営方針に関する面談の報告を受け、当社との間で、これを踏まえた意見交換を実施しました。

加えて、本特別委員会は、住友商事との交渉の基礎となり、また、野村證券及びプルータス・コンサルティングによる当社株式の価値評価の基礎ともなる、公開情報及び当社から提供を受けた、本事業計画を含む一切の情報（以下「本事業計画等」といいます。）の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について、当社から説明を受け、質疑応答を行った上で、これらの合理性を確認し、承認しております。その上で、下記「③特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」及び「⑤当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、野村證券及びプルータス・コンサルティングは、本事業計画等の内容を前提として当社株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、野村證券及びプルータス・コンサルティングから、それぞれが実施した当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらについて合理性を確認しております。

また、下記「③特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、本特別委員会はプルータス・コンサルティングから本フ

フェアネス・オピニオンの提出を受けておりますが、本特別委員会は、プルータス・コンサルティングから本フェアネス・オピニオンの発行手続等について説明を受け、質疑応答を行っております。

本特別委員会は、2025年9月29日に当社が住友商事から最初の本公開買付価格の提案を受領して以降、当社が住友商事から本公開買付価格についての提案を受領する都度、当社のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、野村證券から聴取した意見も踏まえてその内容を審議・検討するとともに、野村證券から公開買付者らとの交渉方針案及び住友商事に対する回答書案について事前に説明を受け、必要に応じて意見を述べ、質疑応答を行った上で承認し、公開買付者らとの交渉に関して指示・要請を行う等しております。

本特別委員会は、プレスリリース等のドラフトについて、当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひ及び当社のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から複数回説明を受け、質疑応答を行い、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しております。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、外苑法律事務所から受けた法的助言及びプルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言、並びに2025年10月28日付で提出を受けた本株式価値算定書（プルータス・コンサルティング）及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025年10月29日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本答申書を提出しております。本答申書の詳細につきましては、当社が2026年1月6日付で公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」をご参照ください。

② 特別委員会における独立した法律事務所からの助言

本特別委員会は、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、住友商事グループ及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして外苑法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、並びに本取引に係る本特別委員会の審議の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、外苑法律事務所は、公開買付者ら及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、外苑法律事務所に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

③ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性を確保するために、住友商事グループ及び当社グループ並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングに対して、当社株式の価値算定及び本公開買付価格を含む本取引における取引条件について当社の少数

株主にとっての財務的見地からの公正性に関する意見の表明を依頼し、2025年10月28日付で、本株式価値算定書（プルータス・コンサルティング）及び本フェアネス・オピニオンを取得いたしました。

プルータス・コンサルティングは、公開買付者ら及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るプルータス・コンサルティングの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

(ii) 算定の概要

プルータス・コンサルティングは、複数の算定手法の中から当社株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、当社業績の内容や予想等を評価に反映するためにDCF法を算定手法として用いて当社の株式価値の算定を行い、本特別委員会はプルータス・コンサルティングから2025年10月28日付で本株式価値算定書（プルータス・コンサルティング）を取得しております。

上記各手法に基づいて算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	： 4,258円～4,543円
類似会社比較法	： 3,252円～3,613円
DCF法	： 4,651円～5,920円

市場株価法では、2025年10月28日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日終値4,258円、直近1ヶ月間の終値単純平均値4,299円、直近3ヶ月間の終値単純平均値4,543円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値4,415円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を4,258円～4,543円と算定しております。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社として株式会社野村総合研究所、TIS株式会社、BIPROGY株式会社、日鉄ソリューションズ株式会社、株式会社インターネットイニシアティブ、株式会社DTS及び株式会社NSDを選定した上で、企業価値に対するEV/EBIT倍率及びEV/EBITDA倍率を用いて算定を行い、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を3,252円～3,613円と算定しております。

DCF法では、プルータス・コンサルティングがDCF法による算定の前提とした本事業計画に含まれる当社の財務予測は、ITコンサルティング、システム開発、検証サービス、ITインフラ構築、ITマネジメント、ITハード・ソフト販売、BPO等の事業において、直近までの業績及び将来成長のための各施策を勘案の上で当社が作成したものであり、合理的に将来予測が可能な期間として、2026年3月期から2031年3月期までを予測期間としております。プルータス・コンサルティングは、当社が作成した本事業計画等を基に、2026年3月期から2031年3月期までの6期分の事業計画等における収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年3月期第

2 四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて、当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を4,651円～5,920円と算定しております。なお、割引率は加重平均資本コスト（WACC：Weighted Average Cost of Capital）とし、5.7%～7.6%を採用しております。また、継続価値の算定にあたっては倍率法に基づき2,059,760百万円～2,379,139百万円と算定しております。倍率法においては、EV/EBIT倍率及びEV/EBITDA倍率を採用し、業界各社の水準等を踏まえEV/EBIT倍率においては13.8倍～15.3倍、EV/EBITDA倍率においては10.8倍～11.4倍としております。

非事業用資産として、必要運転資金（当社における過去の資金繰り実績等を総合的に考慮し算出しております。）を控除した余剰現預金及び投資有価証券を始めとした金融商品を加算しております。

プルータス・コンサルティングがDCF法による分析に用いた本事業計画等には大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、ネットワンシステムズ（以下「ネットワンシステムズ」といいます。）を2024年12月25日付で連結子会社としたことに起因して、2026年3月期は売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。

本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、上場維持費用の削減効果を除き、以下の財務予測には加味しておりません。

なお、DCF法による分析において前提とした財務予測は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2026年 3月期 (9ヶ月)	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期	2031年 3月期
売上高	623,394	864,915	914,961	971,091	1,035,356	1,109,777
営業利益	67,778	97,445	108,382	120,532	135,363	149,608
EBITDA	93,526	134,380	146,670	160,215	174,612	190,602
フリー・キャッシュ・フロー	9,676	56,411	68,684	79,085	86,826	96,425

(iii) 本フェアネス・オピニオンの概要

本特別委員会は、2025年10月28日付で、プルータス・コンサルティングから、本公開買付価格である1株当たり5,700円は当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨の本フェアネス・オピニオンを取得しております（注8）。本フェアネス・オピニオンは、当社が作成した事業計画に基づく株式価値算定の結果等に照らして、本公開買付価格である1株当たり5,700円が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェア

ネス・オピニオンは、プルータス・コンサルティングが、当社から、当社の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した当社の株式価値算定の結果に加えて、本公開買付けの概要、背景及び目的に係る当社との質疑応答、プルータス・コンサルティングが必要と認めた範囲内での当社の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルータス・コンサルティングにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております。

- (注8) プルータス・コンサルティングは、本フェアネス・オピニオンを作成するにあたって当社から提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに当社から聴取した情報が正確かつ完全であることを前提としております。プルータス・コンサルティングはその正確性、完全性について、独自の調査、検証を実施しておらず、その義務を負うものではありません。したがって、プルータス・コンサルティングはこれらの資料の不備や重要事実の不開示に起因する責任を負いません。

プルータス・コンサルティングは、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた事業計画その他の資料は、当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。プルータス・コンサルティングはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明するものではありません。

プルータス・コンサルティングは、法律、会計又は税務の専門機関ではありません。したがってプルータス・コンサルティングは本公開買付けに関する法律、会計又は税務上の問題に関して何らかの見解を述べるものでもなければ、その義務を負うものでもありません。

プルータス・コンサルティングは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、当社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、これらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。したがって、プルータス・コンサルティングは当社及びその関係会社の支払能力についての評価も行っておりません。

本フェアネス・オピニオンは、当社が本公開買付けに関する意見を表明するに際しての検討に供する目的で、本公開買付け価格の公正性に関する意見を財務的見地から表明したものです。したがって、本フェアネス・オピニオンは、本公開買付けの代替的な選択肢となり得る取引との優劣、本公開買付けの実施によりもたらされる便益、及び本公開買付け実行の是非について、何らの意見を述べるものではありません。

本フェアネス・オピニオンは、当社の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見も述べるものではありません。したがって、プルータス・コンサルティングは本フェアネス・オピニオンに依拠した株主及び第三者の皆様に対して何らの責任も負いません。

プルータス・コンサルティングは、当社への投資等を勧誘するものではなく、その権限も有しておりません。したがって、本フェアネス・オピニオンは株主の皆様に対して本公開買付けに関する応募その他のいかなる行動も推奨するものではありません。

本フェアネス・オピニオンは、本公開買付け価格が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正か否かについて、本フェアネス・オピニオンの提出日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、同日までにプルータス・コンサルティングに供され又はプルータス・

コンサルティングが入手した情報に基づいて、同日時点における意見を述べたものです。今後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、プルータス・コンサルティングはその意見を修正、変更又は補足する義務を負いません。

本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。

④ 当社における外部の法律事務所からの助言

当社は、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、外部のリーガル・アドバイザーである西村あさひを選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、西村あさひは、公開買付者ら及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、西村あさひに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

⑤ 当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者らから提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、住友商事グループ及び当社グループ並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対し、当社株式の価値算定を依頼し、2025年10月28日付で、本株式価値算定書（野村證券）（注9）を取得しました。なお、当社は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置、利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置を実施していることから、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。なお、野村證券は、当社及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本特別委員会は、2025年7月1日開催の第2回の会合において、野村證券の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社のファイナンシャル・アドバイザーとして承認しております。

なお、野村證券の報酬は、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により野村證券を当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

（注9）野村證券は、当社株式の株式価値の算定に際して、本事業計画等が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。当社及びそ

の関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。本事業計画等については、本特別委員会又は当社の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2025年10月28日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、当社取締役会が当社株式の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

(ii) 算定の概要

野村證券は、当社の財務状況、当社株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価が存在することから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、類似取引事例の取引金額との比較において株式価値の類推が可能であることから類似取引比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて当社の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から2025年10月28日付で本株式価値算定書（野村證券）を取得しております。

市場株価平均法	： 4,258円～4,543円
類似会社比較法	： 3,295円～4,843円
類似取引比較法	： 3,526円～5,249円
DCF法	： 4,356円～6,749円

市場株価平均法では、2025年10月28日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日終値4,258円、直近5営業日の終値単純平均値4,302円、直近1ヶ月間の終値単純平均値4,299円、直近3ヶ月間の終値単純平均値4,543円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値4,415円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を4,258円～4,543円と算定しております。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社として株式会社野村総合研究所、TIS株式会社、日鉄ソリューションズ株式会社、BIPROGY株式会社及び株式会社電通総研を選定した上で、EV/EBITDA倍率、EV/EBIT倍率及びPERを用いて算定を行い、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を3,295円～4,843円と算定しております。

類似取引比較法では、過去数年間における類似性のある事業に従事する国内企業を対象とした非公開化案件を中心に、比較的類似すると考えられる公表取引として、2023年8月2日に伊藤忠商事株式会社が開示した「伊藤忠テクノソリューションズ株式会社株式（証券コード：4739）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に係る取引、2024年10月29日に日本電気株式会社が開示した「N E C ネットエスアイ株式会社株式（証券コード1973）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（その後の訂正を含みます。）に係る取引を選定した上で、取引価格や収益性等を示

す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を算定し、当社の1株当たりの株式価値の範囲を3,526円～5,249円と算定しております。

DCF法では、野村證券がDCF法による算定の前提とした本事業計画に含まれる当社の財務予測は、ITコンサルティング、システム開発、検証サービス、ITインフラ構築、ITマネジメント、ITハード・ソフト販売、BPO等の事業において、直近までの業績及び将来成長のための各施策を勘案の上で当社が作成したものであり、合理的に将来予測が可能な期間として、2026年3月期から2031年3月期までを予測期間としております。野村證券は、当社が作成した本事業計画等を基に、2026年3月期から2031年3月期までの6期分の事業計画等における収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年3月期第2四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を4,356円～6,749円と算定しております。なお、割引率（加重平均資本コスト）は5.25%～6.25%を採用しております。また、継続価値の算定にあたっては永久成長法及びマルチプル法に基づき1,778,732百万円～2,662,951百万円と算定しております。永久成長法においては、当社を取り巻く長期的な経済見通し等を踏まえて永久成長率0.25%～1.25%、マルチプル法においては、M&Aにおける算定実務において一般的であるEV/EBITDA倍率を採用し、業界各社の水準等を踏まえ11.5倍～13.5倍としております。

野村證券がDCF法による分析に用いた本事業計画等には大幅な増減益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、ネットワークシステムズを2024年12月25日付で連結子会社としたことに起因して、2026年3月期は売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。

本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味しておりません。

DCF法による分析において前提とした財務予測は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2026年 3月期 (9ヶ月)	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期	2031年 3月期
売上高	623,394	864,915	914,961	971,091	1,035,356	1,109,777
営業利益	67,778	97,445	108,382	120,532	135,363	149,608
EBITDA	93,526	134,380	146,670	160,215	174,612	190,602
フリー・キャッシュ・フロー	26,803	57,028	70,705	81,483	89,579	99,409

なお、本新株予約権は、当社の取締役及び執行役員に対してストック・オプションとして発行さ

れたものであり、原則として、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から、第2回新株予約権については2年間、第8回新株予約権については10年間に限り、本新株予約権を行使することができるとされています。当社は、公開買付者から、公開買付者が本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使用することができないと解されるため、本新株予約権買付価格をいずれも1円としているとの説明を受けました。当社は、当該公開買付者からの説明を踏まえ、本新株予約権買付価格について第三者算定機関から算定書及びフェアネス・オピニオンを取得しておりません。

⑥ 当社における独立した検討体制の構築

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、当社は、当社グループ以外の住友商事グループから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、(i) 当社取締役については、現在住友商事の役職員を兼任している取締役に加え、過去に住友商事の役職員としての地位を有していた取締役に該当する者も含めて、本取引につき「特別の利害関係を有する取締役」(会社法第369条第2項)又はこれに準ずる者として、公開買付けに関する最終的な意見表明に係る当社の取締役会決議の段階だけでなく、当社の取締役会構成員としての本取引についての審議、検討・交渉等には原則として参加しない取扱いとし、(ii) 当社取締役以外の住友商事からの出向者については、当該出向者の知見や能力、専門性等が本取引に関する協議、検討・交渉等につき有用な場合には、現在住友商事の役職員を兼任している者又は過去に住友商事の役職員としての地位を有していた者であっても、当該出向者が、住友商事を含む外部に対する情報漏洩・伝達を生じさせないように厳格な守秘義務を負い、本取引に関して当社の検討体制の一員としてのみ行動することを誓約することを前提に、当社の本取引に係る検討への関与を、適切な範囲で許容する取扱いとしております。

以上の取扱いを含めて、当社の社内に構築した本取引の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社及びネットワークシステムズの役職員の範囲及びその職務を含みます。なお、当該検討体制は、具体的には、当社及びネットワークシステムズの役員(取締役、執行役員及び業務役員を含みます。)17名(當麻隆昭氏、竹下隆史氏、山名昌衛氏、平田貞代氏、久保哲也氏、三木泰雄氏、早稲田祐美子氏、松石秀隆氏、尾崎務氏、田中拓也氏、奥原隆之氏、清水康司氏、岡恭彦氏、石橋和明氏、井上賢司氏、小林良成氏及び大谷真弘氏)並びに職員12名で構成されております。)は西村あさひの助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

⑦ 住友商事における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 普通株式

住友商事は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社を含む住友商事グループから独立した第三者算定機関として、住友商事のファイナンシャル・アドバイザーであるSMBＣ日興証券株式会社(以下「SMBＣ日興証券」といいます。)に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。

SMBＣ日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用

すべき算定手法を検討の上、当社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、将来の事業活動を評価に反映するためにDCF法の各手法を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、住友商事はSMB C日興証券から2025年10月28日付で当社株式の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本買付者側株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、公開買付者らは、本「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の諸要素を総合的に考慮し、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、SMB C日興証券から本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

SMB C日興証券による当社株式の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価法	： 4,299円～4,543円
類似上場会社比較法	： 3,334円～4,249円
DCF法	： 3,662円～6,133円

市場株価法では、算定基準日を2025年10月28日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の算定基準日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値4,299円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値4,543円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値4,415円を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を4,299円から4,543円までと算定しているとのことです。

類似上場会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の株式価値を評価し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を3,334円から4,249円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社から提供を受けた2026年3月期から2031年3月期までの本事業計画を基礎とし、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提として住友商事が調整を行った当社の将来の財務予測に基づき、当社が2026年3月期第2四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより当社の企業価値や株式価値を評価し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を3,662円から6,133円までと算定しているとのことです。なお、DCF法において前提とした当社の将来の財務予測においては、大幅な増減益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、ネットワンシステムズを2024年12月25日付で連結子会社としたことに起因して、2026年3月期は売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジーについては、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、加味していないとのことです。

公開買付者らは、SMB C日興証券から取得した本買付者側株式価値算定書の算定結果に加え、2025年7月中旬から同年8月下旬まで実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対

する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2025年10月29日、本公開買付価格を1株当たり5,700円とすることを決定したとのことです。

なお、S M B C日興証券は、公開買付者ら及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。S M B C日興証券は、株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）と同じ株式会社三井住友フィナンシャルグループ企業の一員であり、三井住友銀行は公開買付者の親会社である住友商事及び当社に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等を行っており、また、本公開買付けに係る決済資金を住友商事に融資する予定とのことです。S M B C日興証券によれば、S M B C日興証券は法第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。）第70条の4の適用法令に従い、S M B C日興証券と三井住友銀行間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築しかつ実施しており、S M B C日興証券は、三井住友銀行の株主及び貸付人の地位とは独立した立場で当社の株式価値の算定を行っているとのことです。

本公開買付価格5,700円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2025年10月28日の当社株式の東京証券取引所プライム市場における終値4,258円に対して33.87%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値4,299円に対して32.59%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値4,543円に対して25.47%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値4,415円に対して29.11%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

(ii) 本新株予約権

本新株予約権は、当社の取締役及び執行役員に対してストック・オプションとして発行されたものであり、原則として、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から、第2回新株予約権については2年間、第8回新株予約権については10年間に限り、本新株予約権を行使することができるかとされています。したがって、公開買付者が本新株予約権を取得したとしてもこれらを行行使することができないと解されるため、公開買付者は、本新株予約権買付価格をいずれも1円としているとのことです。なお、公開買付者らは、上記のとおり本新株予約権買付価格を決定したため、本新株予約権買付価格の決定に際し、第三者算定機関からの算定書や意見（フェアネス・オピニオン）等を取得していないとのことです。

⑧ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員であるものを含みます。）の承認

当社取締役会は、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、西村あさひから受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言、本株式価値算定書（野村證券）、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討いたしました。

その結果、当社は、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2025年10月29日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した取締役の

全員一致で、現時点における当社の意見として、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨及び本新株予約権者の皆様の本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

また、当該取締役会においては、当社の取締役11名のうち、中島正樹氏、加藤真一氏及び實野容道氏を除く8名の取締役（監査等委員であるものを含みます。）が出席し、出席した取締役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。当社の取締役である加藤真一氏は、住友商事の執行役員を兼務していること、中島正樹氏は過去に住友商事の執行役員を務めていたこと、實野容道氏は過去に住友商事の理事を務めていたこと等に鑑み、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記の取締役会の審議には一切参加しておらず、上記の取締役会の決議に際して意見を述べることを差し控えております。

⑨ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者ら及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑩ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者は、本意見表明プレスリリース「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、株式等売渡請求をすること又は株式併合を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様に対して、株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 株式等売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主の皆様（公開買付者ら及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしていることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

なお、本取引の実施に際しては、当社において買収候補者の有無の調査・検討（いわゆる積極的なマーケット・チェック）は実施しておりませんが、当社としては、(ア) 情報管理の観点等から、

実務上積極的なマーケット・チェックの実施は必ずしも容易とは言えないこと、(イ) 本取引に係る提案者である住友商事は、2025年10月29日現在、当社株式158,091,477株（所有割合：50.54%）を所有する当社の筆頭株主であり、実質支配力基準に基づき当社を連結子会社としているため、公開買付者らによる買収提案に対する対抗提案がなされるとは考えにくいことから、積極的なマーケット・チェックが採用されていないことのみをもって、本公開買付けにおける公正性の担保として不十分であることにはならないと考えております。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 本公開買付け

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けを行った結果、本公開買付けの決済の開始日である2025年12月19日をもって、当社の所有株券等に係る議決権の数1,191,300個（所有割合：38.09%）を所有するに至りました。

(2) 剰余金の配当の不実施

当社は、2025年10月29日付「期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、同日開催の当社取締役会において、2026年3月期の期末配当を行わないことを決議しております。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

(3) 自己株式の消却

また、当社は、2026年1月6日付の取締役会決議により、2026年3月13日付で消却予定日である同日において当社が保有する自己株式の全てを消却することを決定いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は36株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 第1号議案が原案どおり承認可決された場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできなくなるため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第7条（自己の株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は9株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式の数）、第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (4) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者らのみとなるため、基準日に関する規定及び定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第12条（基準日）及び現行定款第15条（定時株主総会の基準日）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (5) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるため、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）に基づく場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第14条（招集）第3項を削除するものであります。

(6) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合、本株式併合の実施に伴って当社株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は公開買付者らのみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第17条（電子提供措置等）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において、第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年3月16日に効力が発生するものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>6億株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>36株</u> とする。
第7条（自己の株式の取得） 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削除）
第8条（単元株式の数） 当社の普通株式の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。	（削除）
第9条（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利 （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 （4）次条に定める請求をする権利	（削除）
第10条（単元未満株式の買増し） 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有していないときは、この限りではない。	（削除）

現行定款	変更案
第11条（条文省略）	第7条（現行どおり）
第12条（基準日） 定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、取締役会において臨時に基準日を定めることができる。	（削除）
第13条（条文省略）	第8条（現行どおり）
第14条（招集） 1. 定時株主総会は、毎年6月に招集する。 2. 前項のほか、必要があるときは、臨時株主総会を招集する。 3. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。	第9条 1. （現行どおり） 2. （現行どおり）
第15条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	（削除）
第16条（条文省略）	第10条（現行どおり）
第17条（電子提供措置等） 1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	（削除）
第18条～第37条（条文省略）	第11条～第30条（現行どおり）

以 上

株主総会会場ご案内略図

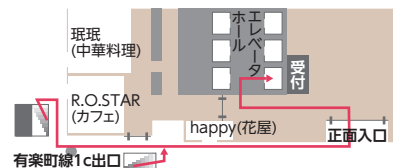
会場 豊洲フロント 14階 当社会議室

東京都江東区豊洲三丁目2番20号

TEL : 03-5166-2500 (代表)



入口詳細図



株主総会会場へは、豊洲フロントの正面入口より入館後、左手にお進みいただき、右手のエレベータより14階会場までお越しください。

交通のご案内

東京メトロ有楽町線

「豊洲」駅 下車 1c出口より徒歩約1分

ゆりかもめ

「豊洲」駅 下車 徒歩約3分

お願い：駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



- ・本総会の運営について、大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.scsk.jp/>) にてお知らせいたします。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

SCSK株式会社

<https://www.scsk.jp/>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



環境に配慮した
「ベジタブルインキ」を
使用しています。